

## 船橋市新生児聴覚スクリーニング検査事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新生児聴覚スクリーニング検査受診の徹底を図り、新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的に新生児聴覚スクリーニング検査事業を実施し、新生児の聴覚スクリーニング検査に要する費用を助成することに関して必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 新生児聴覚スクリーニング検査（以下「検査」という。）の対象者は、検査実施日当日に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき船橋市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の児、又は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき船橋市の住民基本台帳に記録されている生後50日以内の児とする。ただし、早産児等、市長が認めた場合はこの限りではない。

### (検査の実施)

第3条 検査は、市長が委託した医療機関（以下、「委託医療機関」という。）または助産所（以下、「委託助産所」という。）で行うものとする

2 検査は、一人につき、初めて受けた検査（初回検査）のみ公費負担とする。

（繰り返し検査費用を別途設定している場合、繰り返し検査費用に関しては、公費負担の対象外となる。）

3 検査を受診する新生児の保護者は、新生児聴覚スクリーニング検査受診票（以下「受診票」という。）を委託医療機関もしくは委託助産所に提出しなければならない。

4 保険適用での検査は、公費負担の対象外とする。

### (検査の内容)

第4条 委託医療機関または委託助産所は、自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）、聴性脳幹反応検査（ABR）、耳音響放射検査（OAE）のいずれかにより検査を行うものとする。

### (受診票の交付)

第5条 受診票の一部は請求用、一部は委託医療機関または委託助産所控用、一部は母子健康手帳貼付用とする。

2 市長は、妊娠の届出を受理の際に受診票（母子健康手帳綴込み）を新生児の保護者に交付するものとする。

3 転入等の場合、新生児の保護者は「母子健康手帳交付 再交付・別冊交付申請書」（以下「交付申請書」という。）を提出し、市長は受理の際に内容を審査し適当と認めるときは新生児の保護者に交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、市は受診票の交付を委託実施機関等に委託することができる。

4 市長は、検査受診票台帳を整備するものとする。ただし、母子保健法第15条の規定による妊娠の届出をもってこれに代えることができるものとする。

また、転入等の場合は交付申請書をもってこれに代えることができるものとする。

(受診の勧奨)

第6条 市長は、検査受診票を交付する際、対象期間内に受診するよう指導するものとする。

(受診票の保管)

第7条 市長は、母子健康手帳・別冊配送票と妊娠の届出および交付申請書をもって使用状況を把握するものとする。

2 書き損じ及びその他の理由により使用不能となった受診票の取扱いについては、1年間の保管とする。

(費用の請求、審査及び支出)

第8条 委託医療機関もしくは委託助産所が検査を行った場合において、これに要した費用(以下「診査料」という。)の請求は、受診票の請求用により、公益財団法人ちば県民保健予防財団(以下「保健予防財団」という。)に行うものとする。

2 保健予防財団は、前項の請求内容を審査し、必要書類を添えて、市に請求するものとする。

3 保健予防財団は、市長から診査料の払込みがあったときは、速やかに指定を通じて委託医療機関または委託助産所に支払うものとする。

4 委託医療機関もしくは委託助産所が検査について請求できる額は、別に定めるところによる。

5 委託医療機関もしくは委託助産所に対する診査料の審査及び支払の事務の委託については別に定めるところによる。

(事後指導等)

第9条 委託医療機関もしくは委託助産所は、検査の結果に基づき適切な指導を行うとともに、母子健康手帳に検査の結果、指導事項等を保護者へ説明し同意の上、記入するものとする。

2 委託医療機関もしくは委託助産所は、検査の結果が「要再検(リファー)」又は「難聴あるいは難聴疑い」であった児について、必要な支援が早期に受けられるよう、検査結果を速やかに市へ連絡するものとする。

3 市長は、委託医療機関もしくは委託助産所からの連絡に基づき、指導を要する児については、必要に応じて訪問指導等事後指導の徹底を図るものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以後に出生した児へ実施した検査について適用する。